

平成25年度

予備自衛官補募集要項

(技能公募)



1 受付期間

- (1) 第1回：平成25年1月9日(水)から4月3日(水)まで(締切日必着)
(2) 第2回：平成25年7月16日(火)から9月30日(月)まで(同上)

第1回で採用予定数に達した場合、第2回は実施しない場合があります。なお、一般公募との併願は可能ですが採用の段階で、一般と技能のどちらか一方を選択することになります。

2 採用予定数

北海道	東北	関東・甲信越(注)	東海・北陸・近畿・中国・四国	九州
北部方面隊管内	東北方面隊管内	東部方面隊管内	中部方面隊管内	西部方面隊管内
約20名	約20名	約80名	約60名	約20名

第1回と第2回を合わせた採用予定数です。なお、採用予定数は変更する場合があります。

注：静岡県は関東・甲信越に含み、東海には含まれません。

3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する次の者

ア 18歳以上で次の表の国家免許資格等を有する者(現に常勤の隊員、短時間勤務の官職を占める隊員、予備自衛官及び即応予備自衛官である者を除く。)

イ 自衛官であった者は、自衛官であった期間が1年未満である者(自衛官候補生から引き続き自衛官となった者にあつては、当該自衛官候補生としての勤務期間と自衛官としての勤務期間とを通算した期間が1年未満の者)

技術区分	国家免許資格等(注1)	年齢
衛生	甲(注2) 医師(経験年数12年以上)、薬剤師(経験年数16年以上)、臨床心理士(経験年数16年以上)	55歳未満
	乙(注3) 理療療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師、救急救命士(准看護師の資格を併せて保有する者)、栄養士、准看護師、歯科技工士(歯科医師免許保有者は、衛生・乙(歯科技工士)の受験資格があります。)	54歳未満
	英語 外国語短期大学等以上卒業者(注4)又は実用英語技能検定(英検)試験準1級以上若しくはこれと同等以上の能力(注5)を有する者	
語学	ロシア語	
	中国語	
	韓国語	
	アラビア語	外国語短期大学等以上卒業者(注4)又はこれと同等以上の能力(注5)を有する者
	フランス語	
	ポルトガル語	
スペイン語		
整備	1級大型又は小型自動車整備士、1級又は2級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士	
情報処理	システムアナリスト、プロジェクトマネージャ、アプリケーションエンジニア、プロダクションエンジニア、第1種情報処理技術者、ソフトウェア開発技術者、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、システム運用管理エンジニア、テクニカルエンジニア(ネットワーク)、テクニカルエンジニア(データベース)、テクニカルエンジニア(システム管理)、テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)、テクニカルエンジニア(エンベデッドシステム)、上級システムアドミニストレータ、情報セキュリティアドミニストレータ、第2種情報処理技術者、基本情報技術者、システム監査技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、エンベデッドシステムスペシャリスト、情報セキュリティスペシャリスト、ITサービスマネージャ	53歳未満
通信	第1級総合無線通信士、第2級総合無線通信士、第3級総合無線通信士、第1級陸上無線技術士、第2級陸上無線技術士、AI第1種工事担任者、アナログ第1種工事担任者、DD第1種工事担任者、デジタル第1種工事担任者、AI・DD総合種工事担任者、アナログ・デジタル総合種工事担任者	
電気	第1種、第2種又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者	
建設	1級又は2級建築士、測量士、測量士補、1級又は2級建設機械施工技士、木造建築士、1級又は2級建築施工管理技士、1級又は2級土木施工管理技士、1級又は2級管工事施工管理技士	
放射線管理	第1種又は第2種放射線取扱主任者	
法務(注6)	弁護士(経験年数12年以上)、司法書士(経験年数16年以上)	55歳未満
	弁護士(経験年数12年未満)、司法書士(経験年数16年未満)	54歳未満

年齢及び経験年数の計算期日は次のとおりです。なお、経験年数は、国家免許資格等の取得後の年数です(保有している免許資格等に係る業務に従事しなかった年月数、免許取消処分、停止処分を受けていた年月数を除く。)

第1回：平成25年7月1日(月)

第2回：平成25年12月18日(水)

注1：国家免許資格等は志願書類の提出までに取得している必要があります。

注2：衛生・甲は、予備自衛官任用時に幹部等の階級に指定される者です。

注3：衛生・乙は、予備自衛官任用時に曹の階級に指定される者です。

注4：外国における大学等の卒業者を含み、また、当該語学の専攻学科卒業者に限る。

注5：国際連合公用語英語検定試験A級以上、ロシア語能力検定試験2級以上、実用中国語検定3級以上、韓国語能力評価試験4級以上、実用アラビア語検定試験3級以上、実用フランス語検定試験2級以上、外国語としてのポルトガル語検定上級以上、スペイン語検定3級以上、通訳技能検定試験、通訳案内士試験合格者等

注6：法務は予備自衛官任用時に幹部等の階級に指定されます。

(2) 次に掲げる自衛隊法第38条第1項の各号のいずれかに該当する者は、応募資格がありません。

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試 験

(1) 試験期日

- ア 第1回：平成25年4月12日(金)、13日(土)、14日(日)、15日(月)
 - イ 第2回：平成25年10月12日(土)、13日(日)、14日(月)、15日(火)
- (いずれか1日を指定されます。)

(2) 試験場

各方面隊管内別に全国の主要都市等で実施します(試験場、受験番号等は別途各人に通知します。)

北海道	東北	関東・甲信越(注)	東海・北陸・近畿・中国・四国	九州
北部方面隊管内	東北方面隊管内	東部方面隊管内	中部方面隊管内	西部方面隊管内

注：静岡県は関東・甲信越に含み、東海には含まれません。

(3) 試験種目及び内容

試験種目	試験内容
筆記試験	小論文
口述試験	個別面接
適性検査	予備自衛官補としての適性を判定する検査
身体検査	身体検査の合格基準による。

主な身体検査の合格基準

検査項目	男 子	女 子 (注1)
身長	155cm以上のもの	150cm以上のもの
胸囲・体重	身長と均衡を保っているもの(合格基準表参照)	
肺活量	3,000cc以上のもの	2,400cc以上のもの
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は裸眼視力が0.1以上で矯正視力が0.8以上のもの 裸眼視力が0.1未満は屈折度測定により評価する。	
色覚	色盲又は強度の色弱でないもの	
聴力	正常なもの	
歯	多数のウ歯又は欠損歯(治療を完了したものを除く。)のないもの	
その他 (血液検査 尿検査 胸部X線検査等) (注2)	1 身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの 2 慢性疾患には次のものも含まれます。 (1) 気管支喘息(小児期に喘息と診断されたが、最近3年間は無治療で発作のないものは除く。) (2) 常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎 (3) 腰痛(5年以上無症状で再発のおそれのないものを除く。) 脊椎疾患にかかわる手術を5年以内に受けたもの (4) てんかん、意識障害の既往歴のあるもの(ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれん等を除く。) (5) 過度の肥満症 3 開腹手術の既往歴(ただし、腹腔鏡下手術の実施後5年以上再発・後遺症がないもの、外そけい・臍ヘルニア根治術、腸管癒着症状を残さない虫垂切除術を除く。)のないもの 4 刺青がないもの・自殺企図の既往歴のないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの	

注1：女子は、身体検査のため、Tシャツ及び短パンを持参してください。

注2：「既往歴」「手術歴」のあるものは、問診表に確実に記載し、身体検査時に必ず申し出てください。

(4) その他

試験に併せて薬物使用検査を実施します。

5 受験手続

(1) 志願書類の請求

志願書類は、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部において取り扱っています。

志願書類の送付希望者は、宛先を明記した返信用封筒(A4判)に切手(140円)を貼って同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部に請求してください。その際、「予備自衛官補(技能公募)志願書類」の請求であることを明記してください。自衛官募集ホームページの資料請求から志願書類を請求又はダウンロードすることもできます。

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、次の書類を最寄りの自衛隊地方協力本部に持参又は送付してください。

項目	内 容	必要数
志 願 票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。(上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)	1部
自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼ってください。	1部
国家免許資格等	国家免許資格等の写し	1部
証 明 書	大学・短期大学又は高等専門学校卒業証明書(語学要員のみ)	1部
返信用封筒	宛先を明記し、返信用切手(80円)を貼ってください(注2)。	1部

注1：写真は2枚必要となります。本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。

注2：後日、返信用封筒をもって試験についてご連絡する予定です。試験日前になっても受験票が届かない場合は、最寄りの自衛隊地方協力本部に必ずお問い合わせください。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときには、速やかに最寄りの自衛隊地方協力本部に連絡してください。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

ア 第1回：平成25年5月17日(金)

イ 第2回：平成25年11月15日(金)

(2) 合格者は、自衛隊地方協力本部に掲示するとともに、本人宛に通知します。なお、不合格者については通知しません。

7 合格者の取扱い

合格者は、採用候補者名簿に記載され、上位者から順次採用予定者となります。

8 その他

(1) 受験のための旅費は、各自の負担になります。

(2) その他、不明な点については、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

予備自衛官補として採用されると

1 教育訓練

(1) 目的

予備自衛官としての資質を養うとともに、専門技能を活用した予備自衛官として必要な知識及び技能を修得します。

(2) 教育訓練日数

2年以内に10日の教育訓練を受けます。

(3) 実施要領

教育訓練は、第1段階、第2段階(各5日)に分けて実施します。

◆ 全般 ● 教育訓練を2段階に区分し、それぞれ5日間の教育訓練(技1・2)を設定

● 技1から技2タイプへ順次に履修

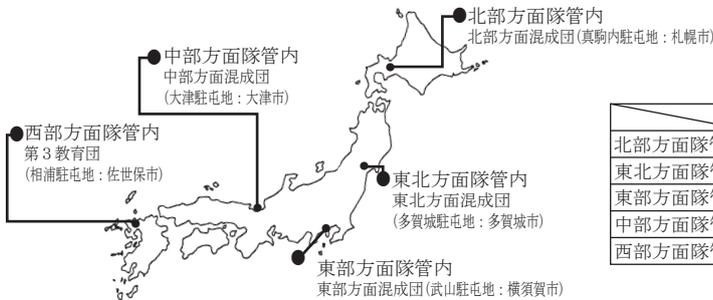
◆ 各段階 第1段階：最も初歩的な識能を付与する段階

第2段階：専門技能を発揮するために必要な識能を付与する段階

※ 具体的な教育訓練要領は、最寄りの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

段階	第1段階(5日)	第2段階(5日)
タイプ	技1	技2
課目	精神教育・サービス・体育	
	基本教練	武器訓練及び射撃
	野外勤務	
	特殊武器防護・野外衛生等	実弾射撃
職務訓練		

(4) 教育訓練を担当する部隊及び実施場所



	教育部隊	駐屯地	住 所	電話番号
北部方面隊管内	北部方面混成団	真駒内	北海道札幌市南区真駒内17	011(581)3191
東北方面隊管内	東北方面混成団	多賀城	宮城県多賀城市丸山2-1-1	022(365)2121
東部方面隊管内	東部方面混成団	武 山	神奈川県横須賀市御幸浜1-1	0468(56)1291
中部方面隊管内	中部方面混成団	大 津	滋賀県大津市際川1-1-1	077(523)0034
西部方面隊管内	第3教育団	相 浦	長崎県佐世保市大湊町678	0956(47)2166

2 待遇等

(1) 身分

非常勤の特別職国家公務員

(2) 手当等

教育訓練招集手当：日額7,900円(教育訓練参加日数分支給)

教育訓練招集旅費：教育訓練招集に応じて、教育訓練に参加する場合、自宅から教育訓練実施駐屯地までの交通費を支給します。

(3) 衣食住

ア 食 事：教育訓練招集間は無料支給されます。

イ 宿 泊：教育訓練招集間は駐屯地内の定められた宿舎に起居(無料)することとなります。

ウ 被服等：教育訓練で使用使用する作業服等は無償貸与されます。

3 健康管理・災害補償

(1) 健康管理

教育訓練招集間は、自衛隊内の医務室や自衛隊病院等の利用が可能となります。

(2) 災害補償

教育訓練招集中の公務上の災害については、自衛官と同様の補償が受けられます。

予備自衛官に任官すると

1 予備自衛官の概要

予備自衛官は、非常勤の特別職国家公務員として、普段はそれぞれの職業に従事しながら、訓練招集命令により出頭し、予備自衛官として必要な知識・技能を維持するため年間5日間の訓練を受けます。

防衛出動時等において必要があると認める場合には、防衛招集命令又は国民保護等招集命令により出頭し、自衛官となって、後方の警備や後方支援又は国民の保護のための措置等の任務にあたります。また、災害時において特に必要と認められる場合には、災害招集命令により出頭し、自衛官となって災害救助活動等に従事します。

2 予備自衛官補から予備自衛官への任用

10日間の教育訓練を修了した者は修了の翌日に陸上予備自衛官として任用されます。また、予備自衛官への任用の日をもって保有する特殊又は高度の技能及び知識に対応する階級を指定されます。勤務期間は3年を1任期として任用され、引き続き希望する者は、選考により3年を任期として継続任用されます。

3 予備自衛官の待遇等

項目	内容
身分	非常勤の特別職国家公務員
手当等	予備自衛官手当 月額4,000円(予備自衛官として任用期間中支給)
	訓練招集手当 日額8,100円(訓練招集参加日数分支給)
	訓練招集旅費 訓練招集に応じて訓練に参加する場合、自宅から訓練実施駐屯地までの交通費が支給されます。
衣食住	被服等 訓練招集で使用する被服等は無償貸与されます。
	食事 訓練招集間は無料支給されます。
	宿泊 訓練招集間は駐屯地内の定められた宿舎に起居(無料)することになります。
健康管理	訓練招集中は、自衛隊内の医務室や自衛隊病院等の利用が可能となります。
災害補償	訓練招集中の公務上の災害については、自衛官と同様の補償が受けられます。

4 予備自衛官の招集訓練

予備自衛官の招集訓練は、5日間連続して実施する訓練(5日間訓練)を基本として行っています。

◆ 招集訓練の概要

5日間訓練	部隊等で、精神教育、武器訓練、体育訓練等のほか職務訓練が部隊の特性に応じ行われます。
-------	--

5 防衛招集等

予備自衛官は、防衛招集命令、国民保護等招集命令及び災害招集命令により招集され、出頭した日をもって自衛官となります。

(1) 防衛招集

防衛出動命令が発せられた場合又は事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、必要と認めるときには内閣総理大臣の承認を得て、防衛大臣から予備自衛官に対し防衛招集命令が発せられます。

(2) 国民保護等招集

国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置(いずれも治安の維持に係るものを除く。)のため必要があると認めるときには、内閣総理大臣の承認を得て、防衛大臣から予備自衛官に対し国民保護等招集命令が発せられます。

(3) 災害招集

災害が発生し、特に必要があると認める場合は、内閣総理大臣の承認を得て防衛大臣から予備自衛官に対し災害招集命令が発せられます。

■ 合格基準表

男子

身長	胸囲	体重	体重超過の判定基準
cm	cm以上	kg以上	kg以上
155.0～	77	47	69
158.0～	77.5	47.5	71.5
161.0～	78.5	48	74
164.0～	79	49	76.5
167.0～	80	50	79
170.0～	80.5	52	81.5
173.0～	81.5	54	84
176.0～	82	56	86.5
179.0～	83	58	89
182.0～	84	60	91.5
185.0～	84.5	62	94
188.0～	85.5	64	96.5
191.0～	86	66	99

女子

身長	胸囲	体重	体重超過の判定基準
cm	cm以上	kg以上	kg以上
150.0～	74.5	43	58
152.0～	75	43.5	59.5
155.0～	75.5	44	62
158.0～	76	44.5	64.5
161.0～	76.5	45	67
164.0～	76.5	46	69.5
167.0～	77	47.5	72
170.0～	77.5	49	74.5
173.0～	78	51	77
176.0～	78.5	53	79.5
179.0～	79	55	82
182.0～	79.5	57	85
185.0～	80	59	88
188.0～	80.5	61	91
191.0～	81	63	94

■ 志願票・受験票記入例

① 頭文字 **ぼ** 予備自衛官補 志願票

② 氏名 **防衛太郎** (男)

③ 生年月日 **昭和〇〇年〇〇月〇〇日 (満〇〇歳)**

④ 志願区分 **予備自衛官補(一般)** **予備自衛官補(技能)**

⑤ 技術区分等 **衛生〇〇〇**

⑥ 希望試験場 **〇〇〇〇**

⑦ 現住所 **宮城県〇〇市〇〇区〇〇丁〇〇**

⑧ 家族等連絡先 **防衛史郎**

⑨ 応募資格に該当する学歴

⑩ 職歴

⑪ 採用 所属 年月 最終所属 階級 認番

私は、予備自衛官補(一般、技能)採用試験を受験したいので申し込みます。
私は、日本国籍を有しており、自衛隊法第38条第1項各号のいずれにも該当しておりません。
また、この志願票の記載事項は事実と相違ありません。
平成〇〇年〇〇月〇〇日

氏名(自筆) **防衛太郎**

☆志願票の「記入上の注意」をよく読んで下記の要領で記入してください。

- ①「頭文字」：氏名の最初のひらがな1文字を記入
- ②「氏名」：戸籍に記載されているとおり正確に記入
- ③「生年月日」：年齢はP1、3の受験資格の年齢及び経験年数の計算期日現在の年齢を記入
- ④「志願区分」：技能を○で囲む。
- ⑤「技術区分等」：受験種目資格に応じて記入
※P1、3の受験資格を確認のうえ記入
- ⑥「希望試験場」：担当地方協力本部に詳細を確認し記入
- ⑦「現住所」：都道府県から番地、マンション名・室番号まで詳細に記入。なお、「メールアドレス(連絡希望者)」は合格を通知するためのものではありません。
- ⑧「家族等連絡先」：氏名、続柄及び住所(都道府県から番地、マンション名・室番号)を記入。ただし、現住所と同じであれば住所欄に「同上」と記入
- ⑨「応募資格に該当する学歴」：予備自衛官補(技能)で技術区分「語学」を志願する者のみ記入
- ⑩「職歴」：予備自衛官補(技能)で技術区分「衛生甲」又は「語学」を志願する者のみ記入
- ⑪「自衛官経験者記入欄」：採用、退職欄にそれぞれ記入

- 注：記入上の注意
- 1 背又はボールペン(ボールペン)で本人が楷書ではっきりと記入してください。
 - 2 二重線内は、記入しないでください。
 - 3 記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。
 - 4 記入事項に不正があると採用を取り消される可能性があります。

自衛隊受験票

受付地方協力本部 注

応募種別 **幹部候補生(大卒程度・院卒者)、航空学生、看護学生、一般曹候補生、医科・歯科幹部、技術海上幹部、技術航空幹部、技術海曹、技術空曹、防衛医科大学校学生、防衛大学校学生(総合選抜・推薦・一般(前期)・一般(後期))、陸上自衛隊高等工科大学校学生(推薦・一般)、自衛官候補生、**自衛官補(技能)**(一般、技能)、その他()**

受験番号 注

氏名 **防衛太郎**

試験場 注

試験日時 注

写真 (志願票と同じものを貼り付ける。縦4×横3cm)

- 注：1 応募種別、氏名欄のみ記入。応募種別は該当を○で囲むこと。
2 一般幹部候補生応募者は、大卒程度・院卒者の区分を○で囲むこと。
3 防衛大学校学生応募者は、総合選抜・推薦・一般(前期)・一般(後期)の区分を○で囲むこと。
4 陸上自衛隊高等工科大学校学生応募者は、推薦・一般の区分を○で囲むこと。
5 予備自衛官補応募者は、一般・技能の区分も○で囲むこと。

☆自衛隊法第38条第1項

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

☆必要出願書類等

- ①「志願票」・・・1部
 - ②「受験票」・・・1部 記入要領は左図のとおり
- 注：写真(志願票及び受験票用の計2枚)は、本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可

●志願書類の請求・提出先(受付機関)

地方協力本部	郵便番号	所在地	電話番号	URL
札幌	060-0004	札幌市中央区北4条西15丁目1	011(631)5472	http://www.mod.go.jp/pco/sapporo/
函館	042-0934	函館市広野町6-25	0138(53)6241	http://www.mod.go.jp/pco/hakodate/
旭川	070-0902	旭川市春光町国有無番地	0166(51)6055	http://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/
帯広	080-0024	帯広市西14条南14丁目4	0155(23)5882	http://www.mod.go.jp/pco/obihiro/
青森	030-0861	青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2F	017(776)1594	http://www.mod.go.jp/pco/aomori/
岩手	020-0021	盛岡市中央通3丁目4-11	019(623)3236	http://www.mod.go.jp/pco/iwate/
宮城	983-0842	仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1F	022(295)2612	http://www.mod.go.jp/pco/miyagi/
秋田	010-0951	秋田市山王4丁目3-34	018(823)5404	http://www.mod.go.jp/pco/akita/
山形	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎1・2F	023(622)0712	http://www.mod.go.jp/pco/yamagata/
福島	960-8162	福島市南町86	024(546)1920	http://www.mod.go.jp/pco/fukushima/
茨城	310-0011	水戸市三の丸3丁目11-9	029(231)3315	http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/
栃木	320-0043	宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2F	028(634)3385	http://www.mod.go.jp/pco/tochigi/
群馬	371-0805	前橋市南町3丁目64-12	027(221)4471	http://www.mod.go.jp/pco/gunma/
埼玉	330-0061	さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和地方合同庁舎3F	048(831)6043	http://www.mod.go.jp/pco/saitama/
千葉	263-0021	千葉市稲毛区轟町1丁目1-17	043(251)7151	http://www.mod.go.jp/pco/chiba/
東京	162-0845	新宿区市谷本村町5-2	03(3269)3513	http://www.mod.go.jp/pco/tokyo/
神奈川	231-0023	横浜市中区山下町253-2	045(662)9429	http://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/
新潟	951-8035	新潟市中央区船場町2丁目3423	025(229)3232	http://www.mod.go.jp/pco/niiyata/
山梨	400-0031	甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府地方合同庁舎2F	055(253)1591	http://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/
長野	380-0846	長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1F	026(233)2108	http://www.mod.go.jp/pco/nagano/
静岡	420-0821	静岡市葵区柚木366	054(261)3151	http://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/
富山	930-0856	富山市牛島新町6-24	076(441)3271	http://www.mod.go.jp/pco/toyama/
石川	921-8506	金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎3F	076(291)6250	http://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/
福井	910-0017	福井市文京1丁目17-24	0776(23)1910	http://www.mod.go.jp/pco/fukui/
岐阜	502-0817	岐阜市長良福光2675-3	058(232)3127	http://www.mod.go.jp/pco/gifu/
愛知	454-0003	名古屋市中川区松重町3-41	052(331)6266	http://www.mod.go.jp/pco/aichi/
三重	514-0003	津市桜橋1丁目91(平成24年12月上旬まで)	059(228)4722	http://www.mod.go.jp/pco/mie/
	(514-1118)	津市久居新町975(平成24年12月中旬以降)		
滋賀	520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5F	077(524)6446	http://www.mod.go.jp/pco/shiga/
京都	604-0043	京都市中京区御池通西洞院西入ル石橋町438-1 京都地方合同庁舎2・3F	075(211)3471	http://www.mod.go.jp/pco/kyoto/
大阪	540-0008	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館3F	06(6942)0543	http://www.mod.go.jp/pco/osaka/
兵庫	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4F	078(261)8600	http://www.mod.go.jp/pco/hyogo/
奈良	630-8301	奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎1F	0742(23)7001	http://www.mod.go.jp/pco/nara/
和歌山	640-8287	和歌山市築港1丁目14-6	073(422)5116	http://www.mod.go.jp/pco/wakayama/
鳥取	680-0845	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6F	0857(23)2251	http://www.mod.go.jp/pco/tottori/
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4F	0852(21)0015	http://www.mod.go.jp/pco/shimane/
岡山	700-8517	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2F	086(226)0361	http://www.mod.go.jp/pco/okayama/
広島	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6F	082(221)2957	http://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/
山口	753-0092	山口市八幡馬場814	083(922)2325	http://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/
徳島	770-0941	徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5F	088(623)2220	http://www.mod.go.jp/pco/tokushima/
香川	760-0062	高松市塩上町3丁目11-5	087(831)0231	http://www.mod.go.jp/pco/kagawa/
愛媛	790-0003	松山市三番町8丁目352-1	089(941)8381	http://www.mod.go.jp/pco/ehime/
高知	780-0061	高知市柴田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎8F	088(822)6128	http://www.mod.go.jp/pco/kochi/
福岡	812-0878	福岡市博多区竹丘町1丁目12番	092(584)1881	http://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/
佐賀	840-0047	佐賀市与賀町2-18	0952(24)2291	http://www.mod.go.jp/pco/saga/
長崎	850-0862	長崎市出島町2-25 防衛省合同庁舎2F	095(826)8844	http://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/
大分	870-0016	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎5F	097(536)6271	http://www.mod.go.jp/pco/oita/
熊本	862-0971	熊本市中央区大江4丁目2-21	096(366)1271	http://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/
宮崎	880-0901	宮崎市東大淀2丁目1-39	0985(53)2643	http://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/
鹿児島	890-8541	鹿児島市東郡元町4番1号 鹿児島第2地方合同庁舎1F	099(253)8920	http://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/
沖縄	900-0016	那覇市前島3丁目24-3-1	098(866)5457	http://www.mod.go.jp/pco/okinawa/





◆ 自衛官募集ホームページ
<http://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/>

■ 募集コールセンター
 ☎0120-063792
 (受付時間 12:00~20:00)

平和を、仕事にする。 陸海空自衛官募集

● お問い合わせは、下記自衛隊地方協力本部へ。